

ふたばの森 秩父市森づくり協定書

学校法人立花学園秩父ふたば幼稚園(以下「甲」という。)、特定非営利活動法人秩父百年の森(以下「乙」という。)、秩父市(以下「丙」という。)は、甲と乙が共同で行う森づくり活動の実施について、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第 1 条 甲、及び乙は、次条に規定する森林において森づくり活動を実施することにより環境貢献を行うものとし、丙は、甲、及び乙の活動に対して誠意を持って協力するものとする。

(活動の対象とする森林)

第 2 条 この協定により、甲、及び乙が森づくり活動を行う森林(以下「協定対象森林」という。)は、丙が所有する秩父市内の森林とする。

(定義)

第3条 この協定書に基づく「森づくり活動」は、協定対象森林の森林整備に対して甲、及び乙が労力又は資金を提供する行為をいう。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(活動の実施)

第 5 条 甲、及び乙は、森づくり活動を毎年度、甲、乙、丙協議の上決定する活動計画に基づき実施するものとする。

(丙の協力)

第6条 第1条の規定する協力については、甲、及び乙の要請に基づき、甲、乙、丙協議の上実施するものとする。

(事故の処理)

第7条 甲、及び乙は、森づくり活動中の事故については、自己の責任において処理するものとする。

(その他の事項)

第8条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義を生じた ときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成 27 年 3 月 31 日

- 甲 学校法人橘学園秩父ふたば幼稚園 理事長 根岸 亮太
- 乙 特定非営利活動法人 秩父百年の森 理事長 島﨑武重郎
- 丙 秩父市 秩父市長 久喜 邦康

■協定調印式(平成22年10月23日)





■ふたばの森所在地(秩父市有林・高篠山/萩久保 ち1・ち3 小班)



